

# SMBC China Monthly

第178号 ■ 2020年4月

編集・発行:三井住友銀行 グローバル・アドバイザー一部

## 【目次】

<b>経済トピックス① 新型コロナウイルスが景気を大きく下押し</b> 日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也	2
<b>経済トピックス② 訪日外国人数の近況</b> ～インバウンド関連ビジネスの縮小懸念と緊急対策～ 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 シニアマネジャー 吉田 賢哉	3～4
<b>経済トピックス③ 中国経済の一層の減速要因となる「国進民退」</b> 日本総合研究所 調査部 上席主任研究員 三浦 有史	5～6
<b>華南地域関連情報 新型コロナウイルス肺炎による「不可抗力事実証明書」の発行と マスクや消毒液等の中国への輸入について</b> TJCCコンサルティング グループ 副総経理 劉 航	7～8
<b>人事・労務関連情報 中国の人事について親会社側に理解いただきたいこと</b> 英創安衆企業管理諮詢(上海)有限公司 副総経理 須藤 洋介	9～11
<b>中国法務レポート 薬品、医療機器、保健食品、特殊医療用途調整食品の 広告審査管理暫定施行弁法</b> 弁護士法人キャスト 弁護士・中小企業診断士 金藤 力	12～18
<b>マクロ経済レポート 中国経済展望</b> 日本総合研究所 調査部 主任研究員 関 辰一	19～23
<b>為替情報 通貨見通し ■中国人民元 ■台湾ドル ■香港ドル</b> 三井住友銀行 アジア・大洋州トレジャリー部 (シンガポール駐在) エコノミスト 阿部 良太	24

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## ■1～2月の主要経済指標は軒並みマイナス

中国の景気は、新型コロナウイルスの流行で大きく下押しされた。1～2月の主要経済指標には、内需を中心に、その影響の深刻さが顕著に表れている。

1～2月の小売売上高の名目伸び率は前年同期比▲20.5%と、前年末までのプラス基調(2019年通年では、前年比+8.0%)から大幅減に転じた(右図)。かつてのSARSやリーマン・ショックの時でさえ、小売売上高はプラスを維持していたことから、新型コロナによる消費抑制効果は極めて深刻であったといえよう。内訳をみると、レストランが同▲43.1%をはじめ、家具や衣料品、自動車販売等、幅広い品目・サービスで売上が落ち込んでいる。近年、インターネット販売の高い伸びが消費をけん引してきたが、これも同▲3.0%と、減少(サービスを除く、モノの販売に限れば微増)に転じた。政府による大規模な移動制限に加え、消費者の購買意欲が著しく減退したことが、小売売上高の前年割れにつながったと推測される。

固定資産投資(除く農村家計)も、1～2月は同▲24.5%と、かつてない減少幅を記録した。とりわけ、インフラや製造業の落ち込みが顕著であった。移動制限で人員を確保できない、資材や部品が届かないといった要因により、投資を実施できなかった状況が読み取れる。同様の理由は、工業生産の減少についても指摘できる。

一方、外需をみると、輸出入ともに、前年同期比マイナスとなったものの、リーマン・ショック等と比べれば減少幅は小幅にとどまっている。

## ■経済正常化に向けた動きが徐々に始動

3月入り後、中国国内の新規感染者数の増加に歯止めがかかり、事態は収束に向かいつつある。これを受けて、政府は移動制限の緩和、操業再開の許可等、経済活動の正常化に向けた取り組みを徐々に始動させている。一部金融機関の預金準備率を引き下げて、中小企業の資金繰りを支えるとともに、①自動車購入制限の緩和、②輸入関税の引き下げ、③物流拠点の整備等を柱とする消費拡大策を発表し、悪化した景気の早期回復にも注力するようになった。

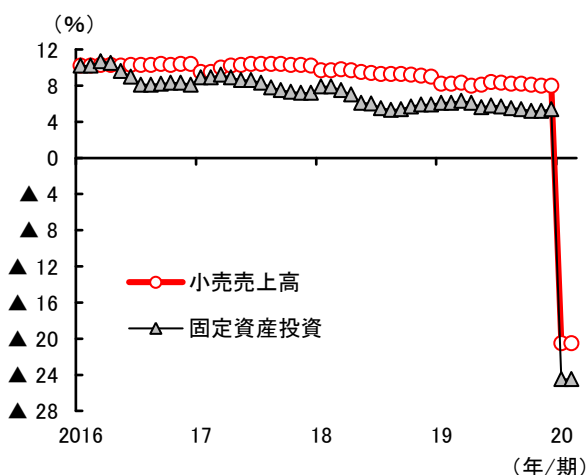
もっとも、景気の先行きを展望すると、リーマン・ショック時のような急回復は期待しにくい。その理由として、以下の2点が挙げられる。

第1に、稼働率の回復の遅れである。従業員の職場復帰や部品供給の滞りがネックとなり、操業再開後も、稼働率の回復ペースは緩慢であると指摘されている。

第2に、海外需要の落ち込みである。中国では収束に向かいつつある一方、欧米では3月入り後に新型コロナの感染拡大が加速している。欧米等への輸出の落ち込みは、今後一段と深刻になる可能性が高く、中国の景気回復の足を引っ張る恐れがある。

これらを勘案すると、景気は4～6月期以降徐々に回復するものの、1～3月期の大幅減が響き、通年の成長率は▲0.3%と、44年ぶりのマイナスになる見通しである。

＜主要経済指標の前年同期比(年初来累計)＞



(出所) 国家统计局、CEIC

(注1) 1月単月は発表されないため、1～2月の伸び率で代用。

(注2) 投資は、農村家計を除く。

TOPICS	経済トピックス②	日本総合研究所
	訪日外国人数の近況 ～インバウンド関連ビジネスの縮小懸念と緊急対策～	リサーチ・コンサルティング部門 シニアマネジャー 吉田 賢哉
	SMBC China Monthly	E-mail: yoshida.kenya@jri.co.jp

### ■新型コロナウイルスの世界的な流行が訪日外国人数に影響

日本政府観光局（JNTO）は3月19日に、2020年2月の訪日外国人数の推計値を発表しました。これによると、2月は前年同月比で58.3%減（260.4万人→108.5万人）を記録しました。

国・地域別の内訳を見ると、中国からの訪日者は、87.9%減（72.4万人→8.7万人）と、大幅に落ち込んでいます。この背景として、新型コロナウイルスの流行が挙げられます。

【図表1】2020年2月の訪日外国人数（JNTO推計値）

国・地域	2019年2月	2020年2月	伸率(%)	国・地域	2019年2月	2020年2月	伸率(%)
中国	723,617	87,200	-87.9	インドネシア	24,622	24,700	0.3
韓国	715,804	143,900	-79.9	カナダ	23,883	17,600	-26.3
台湾	399,829	220,400	-44.9	英国	23,554	18,600	-21.0
香港	179,324	115,600	-35.5	フランス	17,397	17,100	-1.7
タイ	107,845	98,000	-9.1	ドイツ	13,384	10,900	-18.6
米国	92,669	73,400	-20.8	インド	9,071	6,600	-27.2
オーストラリア	47,658	48,500	1.8	イタリア	5,897	4,700	-20.3
ベトナム	39,377	39,900	1.3	ロシア	5,601	6,700	19.6
マレーシア	36,660	26,600	-27.4	スペイン	4,533	4,300	-5.1
フィリピン	35,170	39,700	12.9	その他	72,325	61,100	-15.5
シンガポール	26,102	19,600	-24.9	総数	2,604,322	1,085,100	-58.3

（出所）日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数」

今後の動向については、3月の推計値の発表等を見極めていく必要があるかと思われませんが、新型コロナウイルスの影響が、中国のみならず、世界中に拡大していることを考えると、3月以降の訪日外国人数の総数が、2月の中国並みに減少する可能性も否めません。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が、1年程度延期されることが決まったことに加え、日本人の国内旅行消費や、飲食利用等もしばらくは落ち込みが続くと予想されることから、日本のインバウンド関連ビジネスは、当面の間、厳しい状況が続きそうです。

仮に、4～6月は、新型コロナウイルスの影響が継続し、7～9月に入って訪日外国人数が回復傾向に向かい、10月以降は前年並みに回復するようなケースを考えると、2020年の訪日外国人数は、2019年に比べて3～4割強の減少となります。

あるいは、7月以降回復傾向に向かうものの、2019年並みに回復するのは2021年1月以降と想定すると、2020年の訪日外国人数は、2019年に比べて半数以下に落ち込むことも起こりえます。

新型コロナウイルスの影響がより長期に及べば、その分だけ、訪日外国人数の更なる減少へとつながります。

観光庁が発表している「訪日外国人消費動向調査」によると、2019年の訪日外国人旅行消費額は4兆8,135億円（うち中国は、36.8%を占める1兆7,704億円）でした。訪日外国人数の減少により旅行消費額も、年間で3～5割強の落ち込みとなる可能性があります。

中国人向けビジネスの比重が高い事業者は、今後数ヶ月の間は、中国からの旅行者数・旅行消費額が、前年に比べ1～2割程度の水準に留まる危険性があること踏まえ、なんらかの対策（たとえば、コストカットや資金繰り対応等）を講じていく必要に迫られそうです。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**三井住友銀行**

【図表 2】2020年の訪日外国人数のシミュレーション

西暦	1月	2月	3月	4~6月計	7~9月計	10~12月計	年間計
2019年	268.9万人	260.4万人	276.0万人	858.0万人	778.4万人	746.4万人	3,188万人
2020年①	266.1万人	108.5万人	115.1万人	357.8万人	551.1万人	746.4万人	2,145万人
同期比	-1.1%	-58.3%	-58.3%	-58.3%	-29.2%	0.0%	-32.7%
2020年②	266.1万人	108.5万人	55.2万人	171.6万人	467.0万人	746.4万人	1,815万人
同期比	-1.1%	-58.3%	-80.0%	-80.0%	-40.0%	0.0%	-43.1%
2020年③	266.1万人	108.5万人	55.2万人	171.6万人	363.3万人	547.4万人	1,512万人
同期比	-1.1%	-58.3%	-80.0%	-80.0%	-53.3%	-26.7%	-52.6%

(出所) 日本政府観光局 (JNTO) 「訪日外客数」 (2019年の値、および、2020年1~2月の値) を基に作成

(注) 2020年①では、訪日外国人数の総数につき、2月の前年同月比の割合が夏前まで継続し、7~9月期で回復し、10月以降は、前年並みとなる想定を置いた。

2020年②では、訪日外国人数の総数につき、中国の2月の前年同月比並みの減少傾向(80%減を想定)が夏前まで継続し、7~9月期で回復し、10月以降は前年並みとなる想定を置いた。

2020年③では、訪日外国人数の総数につき、中国の2月の前年同月比並みの減少傾向(80%減を想定)が夏前まで継続し、その後、7~12月の期間で回復傾向が続き、2021年以降は2019年並みとなる想定を置いた。

### ■新型コロナウイルス流行の裏で、将来の観光需要の取り込み準備に向けた動きも

観光庁では、「今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止期間を将来の観光需要回復に向けた積極的な『助走期間』と位置づけ、反転攻勢に転じるための基盤とすべく」(以上、観光庁 HP より)、さまざまな事業を緊急で展開し、関連事業者の支援につなげるべく、2020年3月31日以降、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」の公募を開始しています。

「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」では、(1) Wi-Fi 環境の整備、(2) トイレの洋式化、(3) 多言語対応に関連する整備(国際放送設備やタブレット端末の整備、館内案内表示の多言語化等)について、補助が受けられます。

また、「宿泊施設バリアフリー化促進事業」では、(1) 客室の必要最低限の改修等(手すりの設置、段差の解消等)、(2) 共用部の改修等(スロープの設置、エレベーターの設置等)、(3) 客室の大規模改修等(車椅子利用者用客室の整備等)について、補助が受けられます。

「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」では、(1) 外国人観光案内所、(2) 観光拠点情報・交流施設、(3) 公衆トイレの洋式便器の整備および機能向上、(4) 観光スポットの段差の解消、に関し、補助が受けられます。

新型コロナウイルスの流行は、インバウンド関連ビジネスを手掛ける事業者に、非常に厳しい状況をもたらしていますが、観光庁の事業の活用等を通じ、観光需要回復後に備える動きが、一定程度進むものと見込まれます。

### ■地方部が抱える課題への対応が進むか注目される

観光庁は、令和元年度「訪日外国人旅行者の受入環境整備に関するアンケート」の調査結果を2020年3月19日に発表しました。同調査では、訪日外国人旅行者の旅行中の困りごとが全体的に減少傾向にあることを指摘した上で、地方部は都市部に比べ、「無料公衆無線 LAN 環境」と「公共交通の利用」について、『便利』と感じる割合が低いことを述べており、地方部の訪日外国人旅行者の受入環境整備には改善の余地があるとしています。

新型コロナウイルスの流行前には、訪日リピーターの増加や、都市部の宿泊施設の稼働逼迫等の傾向が見られたことにより、地方に向かう訪日旅行者はますます増加していくものと想定されていました。今後数ヶ月は厳しい状況が続くと見込まれますが、将来に向け、地方部での受入環境整備の取組がどの程度進んでいくのか注目されます。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

中国経済はかつてない減速圧力にさらされている。中国を取り巻く環境は中長期的にみても厳しく、習近平政権は国有企業を優遇する「国進民退」によって一層の減速に直面する可能性がある。

### ■かつてない減速圧力

2019年の実質経済成長率は+6.1%と、21年ぶりの低さとなった。2020年の目標成長率は3月開催予定の全国人民代表大会で前年の「+6.0~6.5%」から引き下げ「+6%前後」に設定されるとみられていたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、大会は延期された。目標成長率についてもさらに引き下げられる可能性がでてきた。中国国内の経済学者のなかには、2020年の成長率を+4.5%とする見方もある。

中国を取り巻く環境は中長期的にみても厳しい。労働力人口の減少や生産性の伸びの鈍化に伴い、潜在成長率が趨勢的に低下するからである。15~64歳の人口は2013年の10億582万人をピークに減少が続いており、2050年には7.6億人になるとされる。かつては外国投資の導入や都市化の推進によって簡単に引き上げることができた生産性も、発展段階が進むとともに従来の伸びが期待できなくなった。

ここに対米関係の悪化に起因する輸出の不振が加わり、中国はかつてない減速圧力にさらされている。中国を世界一の製造強国に押し上げる「中国製造2025」が議題となる米国との次期通商協定は難航が予想されるため、輸出産業が息を吹き返すとは考えにくい。習近平政権は改革に取り組むことで成長率を引き上げるとしているが、その効果も限られる。

世界銀行と政府のシンクタンクである國務院発展研究中心は、「包括的な改革」に取り組んだとしても、潜在成長率は2021~30年に+5.1%、2031~40年に+4.1%、2041~50年には+3.0%に落ち込むとしている(右図)。改革に消極的な「限られた改革」の場合は、+4.0%、+1.7%、+2.3%となる。習近平政権が改革に踏み切ったとしても、中国経済の減速スピードを緩やかにすることしかできないのである。

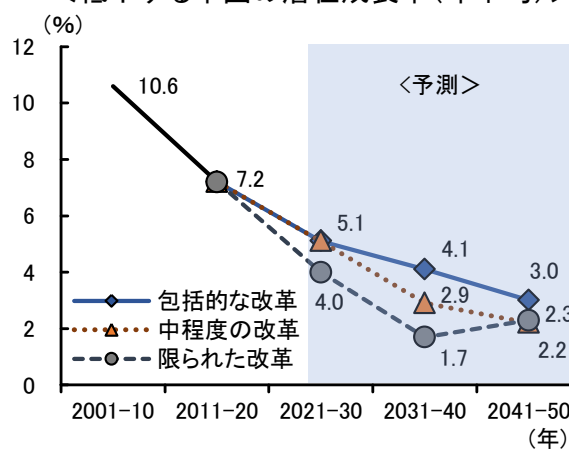
### ■国有企業が足かせに

習近平政権は、発足当初から中国が「新常态」にあり、もはや従来のような高成長を望めないことを強調してきた。中国では、当時、+8.5~11.5%の成長率が「超高速」であり、新常态によって+6.5~8.5%の「中高速」へ移行し、その期間が10~15年続くと考えられた。しかし、中国の「中高速」期はわずか7年で終わった。2011年に+9.6%であった成長率は2012年に+7.9%となり「中高速」へ移行したものの、2019年には+6.1%と「中高速」の下限を割り込んだ。

低所得国を脱した国の潜在成長率が低下することは「中所得国の罨」としてよく知られるが、中国は改革の先送りによって、減速スピードが増幅されている。これを象徴するのが投資効率の低下である。中国は2017年時点で1元のGDPを生み出すために6.9元の投資を必要とするが、これは2008~17年の10年間の平均5.7元、1998~2007年の同4.0元を大幅に上回る。

効率低下の元凶となっているのは国有・国有持ち株企業である。サービス業を含む国有・国有持ち株企業の資産がどれだけの利益を生み出したかを示す総資産利潤率をみると、2007年をピークに低下している(次頁右上図)。その一方、資産負債比率はほとんど変化していない。国有・国有持ち株企業は、過剰債務下で成長ペースが鈍化する中国経済を象徴する存在といえる。

＜低下する中国の潜在成長率(年平均)＞



(出所)IMF、世界銀行資料を基に日本総研作成

■投資における「国進民退」

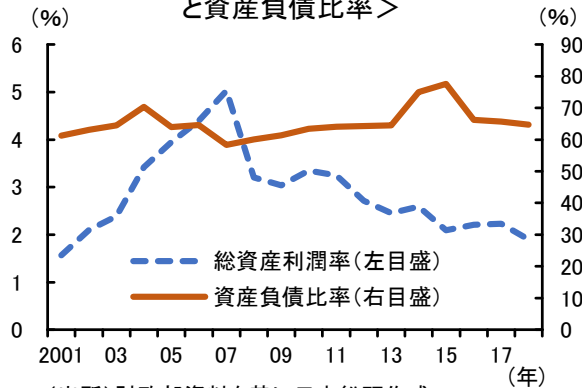
より深刻な問題は、国有・国有持ち株企業の穴を埋める役回りを担ってきた民営企業も不振にあえいでいることである。民営企業は、有限責任企業、株式有限企業等さまざまな企業があるが、なかでも私営企業の停滞が顕著である。私営企業は企業数の爆発的增加によって、売上が40%を上回る伸びを記録し、2000年代の経済成長をけん引したが、もはやその勢いはない(右中図)。これは、国有企業が躍進する一方で、民営企業が市場からの退出を余儀なくされる「国進民退」が進んでいることを示唆する。

中国では、「経済に占める国有・国有持ち株企業の割合が減少すること」＝「市場経済化が進んでいること」と考えられてきた。実際、鉱工業統計をみる限り、国有・国有持ち株企業は過去20年で大幅に低下し、2018年時点で企業数の4.9%、売上の23.4%を占めるに過ぎず、民営企業が市場からの退出を余儀なくされる「国進民退」が進んでいる証拠は見当たらない。

しかし、投資に目を向けるとそうともいえないことがわかる。固定資産投資に占める国有・国有持ち株企業の割合は2016年から上昇に転じている(右下図)。同じ現象はリーマン・ショックに伴う大型の景気対策が打ち出された2009年にもみられたが、非常時でない時期にこれだけ長期にわたって国有・国有持ち株企業の割合が上昇するのは過去に例がない。この背景には、過剰債務問題を警戒する政府がシャドーバンキングを含む企業への資金供給を絞った結果、民営企業が資金調達難に陥ったことがある。2019年の債券市場における純資金調達額(債券発行額－債券償還額)は、国有・国有持ち株企業がプラスを維持する一方で、民営企業はマイナスとなった。

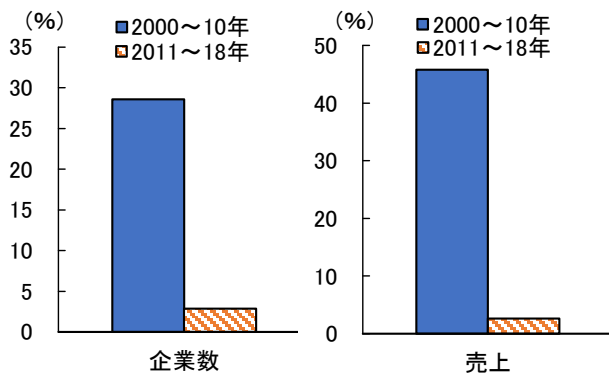
政府内に民営企業に対する資金供給を増やすべきという意見はあるものの、効率の悪い国有・国有持ち株企業に優先的に資金が供給されるメカニズムそのものを見直すべきという声は少ないため、投資に占める国有・国有持ち株企業の割合は今後も上昇すると見込まれる。投資における「国進民退」は、新型コロナウイルスの蔓延や輸出の低迷よりも長期にわたって経済を下押しするため、中国の潜在成長率は冒頭の図に示した「限られた改革」のケースに近づく可能性が高い。

＜国有・国有持ち株企業の総資産利潤率と資産負債比率＞



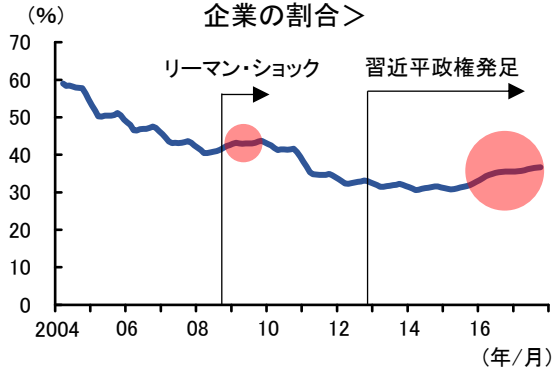
(出所)財政部資料を基に日本総研作成  
(注)国有持ち株企業とは、政府が最大の出資者となっている有限責任企業ないし株式有限企業。

＜鉱工業の私営企業の企業数と売上の伸び率(年平均)＞



(出所)国家統計局資料を基に日本総研作成  
(注)売上が一定規模以上の企業が集計対象。

＜固定資産投資に占める国有・国有持ち株企業の割合＞



(出所)国家統計局資料を基に日本総研作成  
(注)月次データは累計値で、5ヵ月移動平均値。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

REPORT	<b>華南地域関連情報</b>	TJCCコンサルティング グループ
新型コロナウイルス肺炎による「不可抗力事実証明書」の発行とマスクや消毒液等の中国への輸入について		副総経理 劉 航
SMBC China Monthly		E-mail : shinki@tjcc.cn

## 1. 「不可抗力事実証明書」の発行について

新型コロナウイルス肺炎の影響により、国際貿易契約を期限までに履行できなかつたり、また履行自体できなかつたりする企業も発生しています。このような疫病の影響によって企業にもたらされる契約違反リスクを下げるには、不可抗力事実証明書の取得が非常に重要となります。不可抗力事実証明書とは、中国国際貿易促進委員会および授権分支機構が申請者からの申請に対して発行する、不可抗力関連事実（回避不可、予見不可、克服不可な状況）に関する証明を指し、企業が法のもとに契約違反責任を減免させるための重要証明書類となります。この証明書により、当事者の契約不履行、一部不履行、履行遅延の責任の一部またはすべてが免除される可能性があります。中国国際貿易促進委員会より発行される不可抗力事実証明書は、200以上の国/地域の政府、税関、商会、企業から認可、信用されています。2月6日以降、中国国際貿易促進委員会および授権分支機構は、無料で新型コロナウイルス肺炎に関わる不可抗力事実証明書を企業に対して発行しています。申請ルート、資料、所要期間は以下の通りです。

<b>申請ルート</b>	所在地の貿易促進会と連絡を取るか、または ( <a href="https://www.rzccpit.com/">https://www.rzccpit.com/</a> ) 上で申請する。
<b>提出資料 (地域ごとに異なる)</b>	企業所在地の政府、機構より発行された証明もしくは公告 陸海空にかかわる運輸遅延、航空遅延/取消等の通知もしくは証明 輸出貨物取引契約書、貨物のブッキング協議、貨物運輸代理協議、通関単等 その他の提出可能な資料
<b>所要期間</b>	地域ごとに多少異なるが通常は1-2営業日

疫病の影響により正常に契約を履行できない企業は、不可抗力事実証明書をもとに履行の延期を相手側と協議することが可能となります。2月21日の時点ですでに3,325の不可抗力事実証明書が発行されており、かかわる契約金額は合計約2,700億人民元に達しています。不可抗力事実証明書発行の必要がある企業は、積極的に各地の貿易促進会と連絡して証明書申請を行ってください。

## 2. マスクや消毒液等の中国への輸入について

現状では、「慈善寄贈物品輸入税収免除暫定弁法」、「新型コロナウイルスによる肺炎防疫活動のための輸入物品に対する免税政策公告」（財政部・税関総署・税務総局2020年第6号公告）により、指定された組織に防疫物品を寄付するために輸入するならば免税待遇を享受できるが、自社用に輸入する場合は免税優遇を享受できません。そのため、物品に適した貿易方式を用いて税関に申告する必要があります。その際の注意点を以下にまとめました。

### (1) 医療機器であるかどうか？

- 医療機器ではない場合は税関に直接申告し、通関申告書備考欄に「非医療機器」と明記する。
- 医療機器である場合、中国で「医療器械注冊証」を取得できているならば税関申告時に証書をアップロードして通関申告書備考欄に証書番号を明記する。
- 自社用の医療機器で、中国の「医療器械注冊証」を取得できていない場合、輸入現場税関ごとに要求が異なるため、輸入前に輸入現場税関に確認を行うようにする。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**(2) 危険化学品であるかどうか？**

危険化学品である場合、危険化学品に対する輸入要求にしたがって申告手続をする必要がある。たとえば現状として深センの輸入通関する際には、危険化学品にかかわる貨物の輸入を行う場合、条件を満たす寄付物品以外は従来の要求に合わせて事前審査手続が必要とされている。

**(3) どの貿易方式を用いて輸入するか？**

方式	適用可能な貨物の範囲
一般貿易	特別な要求はないが輸入前に事前に輸入現場税関に確認したほうがよい
C類速達便輸入	貨物価格が5,000人民元以下で、以下に該当しないもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連許可証が必要となる貨物</li> <li>・輸出税還付、輸出外貨受取、輸入外貨支払の手続が必要な貨物</li> <li>・一般貿易監督管理方式のもとで検疫検査が必要とされる貨物</li> <li>・サンプル広告品監督管理方式のもと輸入現場での検疫検査が必要とされる貨物</li> </ul>
その他無償輸出入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な状況では海外からの無償提供物資方式が適用されるが、一部輸入現場ではこの貿易方式が運用されておらず、輸入前に事前に輸入現場税関に確認することが望まれる</li> <li>・貨物輸入後に外貨支払する必要がないが、輸入関税・増値税を事実通りに納付する必要がある</li> </ul>
個人物品としての郵送輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人用で量が合理的な数量範囲内である物品</li> <li>・香港・マカオ・台湾からの物品は価格上限が1回あたり800人民元</li> <li>・その他の国/地域からの物品は価格上限が1回あたり1000人民元</li> </ul>
個人が中国へ入国する際に携帯する	個人用で量が合理的な数量範囲内である物品。合理的な数量範囲を超える場合は貨物と見なされるため、貨物を輸入する際の基準に沿って通関手続をしなければならなくなる

**TJCC コンサルティンググループ**

1997年の設立以来、日本・中国各地で500社以上の外資系企業サポート実績。100人のプロフェッショナルが中国の会計税務・通関管理・人事労務等、経営全面に渡って単なる解決案の提供だけでなく、実行から成果まで保証。

**■劉 航 (リュウ コウ)**

1994年広州中山大学日本語科卒。(株)東芝広州事務所、(旧)日商岩井広州支店勤務の後、2002年TJCC入社。中国・日本各地でTJCC主催セミナーのほか、商工会、JETRO等主催のセミナー講師も務める。

得意分野：通関管理、企業投資・統廃合・移転・来料法人化関連

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

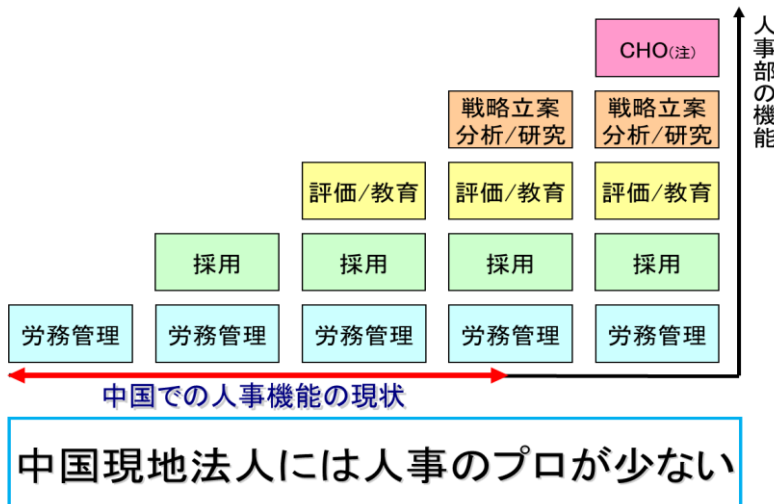
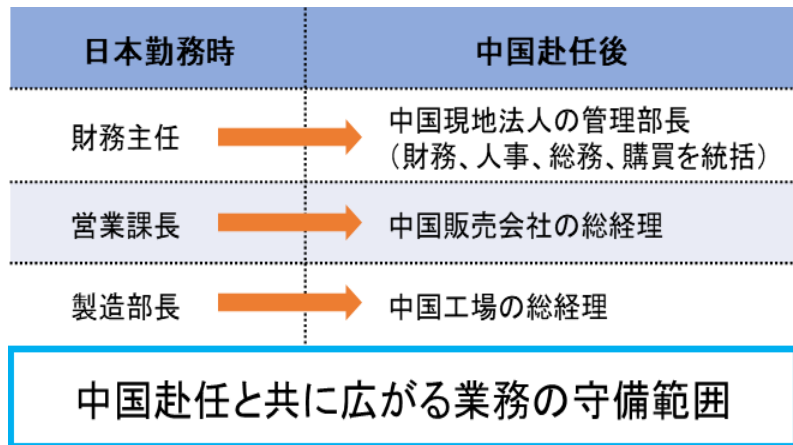


REPORT	人事・労務関連情報	英創安衆企業管理諮詢(上海)有限公司 副總經理 須藤 洋介 E-mail: anchorsh@yingchuang.com
中国の人事について親会社側に理解いただきたいこと		
SMBC China Monthly		

中国で日々奮闘されている現地側企業経営者の皆さまにおかれましては、その出資元である日本等の親会社側にこうして欲しい、といういくつかの共通の思いがあるようです。ここでは、その代表的な声に弊社の見解を含めてレポートいたします。

## 一. 人事部門から中国拠点への適切な関与

中国現地法人や駐在員事務所等中国拠点の社員数が多くない場合、現地側組織の人事部門の機能はあまり高くないことが一般的です。具体的には、人事の仕事は財務担当者が兼任して賃金計算と勤怠管理だけを行う、あるいは、中国人の人事課長はいるが部門管理は日本人が行っていて、社内規則や人事制度の構築は日本人が中心となる等のケースをよく見かけます。この



ようなことから、スムーズな会社経営のためには親会社側から人事面での一定のサポートがあることが望ましいと言えます。特に会社の創業期には就業規則整備や人材採用面の支援、それ以降のステージにおいても人事制度構築等への支援は現地側にとって大きな助けとなります。

しかし、ここで親会社側に気を付けていただきたいことが二つあります。一つ目は、日本における人事の価値観や慣行は海外で適用できるものと、しづらいものがあるということへの理解です。「日本ではこうやっている」ということを海外拠点へ押し付けることは、現地側の困惑と矛盾を増大させるものになります。二つ目は、中国では計画が予定通りの日程で進まないことが多々あるということへの理解です。「計画したことは現地側経営者の責任だ」と責め寄ると、総経理から「OKY (お前が来てやってみろ)」という台詞が出てきそうです。

価値観や慣行は海外で適用できるものと、しづらいものがあるということへの理解です。「日本ではこうやっている」ということを海外拠点へ押し付けることは、現地側の困惑と矛盾を増大させるものになります。二つ目は、中国では計画が予定通りの日程で進まないことが多々あるということへの理解です。「計画したことは現地側経営者の責任だ」と責め寄ると、総経理から「OKY (お前が来てやってみろ)」という台詞が出てきそうです。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 二. 中国要員の採用、駐在員のローテーションと人材現地化

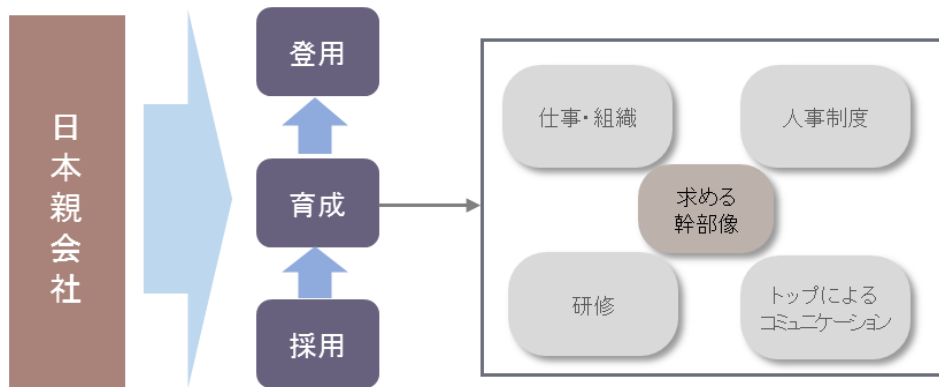
親会社やグループ企業にとって中国事業の重要度が高ければ、本社はいわゆる「中国要員」としての社員を計画的に採用あるいは育成を行うべきです。経営環境変化が早く、市場競争が激しい現在の中国において、中国ビジネス未経験者が中国拠点の長となることは、競争力と内部統制等の観点で初めから大きなマイナス要因となります。中国語能力も大切な要素であり、現地で通訳を介してすべての企業経営を行うことは、意思疎通と情報漏洩の観点で難易度やリスクが高い方法だと言わざるを得ません。

もし既存の親会社社員を中国要員として育成する場合、就業許可（外国人工作許可証）取得の問題があるため、選定対象として学歴、業務経験年数、中国語能力等も考慮する必要があります。このため親会社側としては、事前に就業許可が取れるであろう社員を選定して計画的に育成することが大切です。

中国拠点の人材現地化を行う場合にも留意点があります。親会社側だけの意図で現地化を進めても、現地側で登用すべき人材が育っていない、あるいは相応な人材を採用できないことも十分考え得るため、人材現地化の計画は現地側責任者と数年かけて実行していくべきです。また、その現地化計画の途中で現地側責任者が帰任する場合でも、親会社人事部門は後任の駐在員に対してそれまでの現地化計画と進捗について十分に説明をして、残務事項を後任者の任務とすることを明確にすべきです。そうでないと、後任者が途中まで進んでいた現地化計画を否定・変更する可能性があり、これは特に対象となっていた中国人社員にとって大きな士気の低下を招きます。

項目	最高得点
中国国内における年収	20点
学歴あるいは職業技能資格証等の取得状況	20点
就業年数	20点
年間就業期間	15点
中国語レベル	5点
就業地区	10点
年齢	15点
国外(境外)のハイレベルの大学を卒業、あるいはフォーチュン500企業での勤務経験およびその他の規定条件	5点
地方奨励性ポイント加算	10点

ポイント合算により就業許可証を取得する場合、許可証の種類ごとに規定されるポイント数が必要



現地化(採用・育成・登用)を日本親会社がバックアップ

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

### 三. 内部統制への監事(監査役)の活用

中国の会社法(公司法)第52~56条には、法人会社(「有限責任公司」と「股份有限公司」を指す)の監事に関する規定があります。監事はその法人の経営や財務諸表等に疑問を感じた場合、臨時董事会を招集する権利があり、また財務上の問題にはそれを調査させ、その調査費用を現地法人に負担させる権利もあります。このため親会社は、現地法人の内部統制のための適任者を監事に選定し、その監事が定期的に内部監査等の任務を果たすことを管理すべきです。現地側も、普段扱いにくいコンプライアンスや業務フロー改善等の体系的な経営マターを監事に協力してもらうことで、現地の内部統制がより強いものになります。

中国現地法人としては、親会社の人事部門、現法の監事と良好なコミュニケーションをとり、適切な分業を行うことで、現地側の経営をより理想的なものにしたいものです。

**英創安衆企業管理諮詢(上海)有限公司(インテリジェンスアンカー)**は、人事労務コンサルティング、人事制度構築や社員教育等、中国における人事労務課題に対するコンサルティングサービスを提供。英創安衆(インテリジェンスアンカー)では中国全土で日系企業を中心に600社以上のサービス提供を行っている。

#### 須藤 洋介

英創安衆企業管理諮詢(上海)有限公司(インテリジェンスアンカー) 副総経理。  
製造業およびコンサルティング会社にて約30年にわたり中国ビジネスに従事。企業管理者・コンサルタントとして、自らの中国での経営および人的資源管理の経験を踏まえたアドバイスを提供。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

薬品、医療機器、保健食品、特殊医療用途調整食品の  
広告審査管理暫定施行弁法

SMBC China Monthly

## 1. はじめに

2020年3月1日から、《薬品、医療機器、保健食品、特殊医療用途調整食品の広告審査管理暫定施行弁法》(注1)(以下「本弁法」という)が施行されている(注2)。薬品、医療機器、保健食品等について、中国国内で自ら広告を行っている日本企業は少数かもしれないが、越境ECの方式でこれらの商品について中国市場向けのマーケティングを行っている会社もあるかと思われるので、本弁法について概要と要点を紹介する。

2020年1月から2月にかけて、新型コロナウイルスの影響により百貨店等をはじめとした訪日客によるインバウンド消費は大きく落ち込んでいる(注3)。しかし、そのような状況においても、越境EC(国境を跨ぐ電子商取引)での中国への輸入は好調なようである(注4)。2018年時点ですでに日本から中国へのBtoC越境ECの市場規模は1兆5000億円を超える推計となっていたが(注5)、新型コロナウイルスによる人の移動の制限が長期化した場合や物流の停滞等による影響はあり得るとしても、感染拡大のピークを過ぎて世界に先駆けて正常化しつつある中国の消費市場に向けて、越境ECによるアプローチは今後も有効と見込まれる。

したがって、本弁法に規定する薬品、医療機器、保健食品等に限らず、中国国内市場向けのマーケティングに関しては、引き続き中国特有の各種事情につきある程度の知識を持つておくことは有益であろうと思われる。

## 2. 本弁法の概要

## (1) 対象品目

本弁法は、「薬品」、「医療機器」、「保健食品」、「特殊医療用途調整食品」の4つのカテゴリーに属する商品についての広告の審査に適用される(第2条第1項(注6))。以下、単に「対象4品目」と記載する。これら対象4品目に属する商品は、もともと《広告法》第46条(注7)により、事

(注1) 2019年12月24日発布、国家市場監督管理総局令第21号。

(注2) 本弁法の施行に伴い、従来の《薬品広告審査発布標準》、《薬品広告審査弁法》等はいずれも廃止された(本弁法第34条)。

(注3) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO57162370U0A320C2TJ2000/> (日本経済新聞) 3月24日記事「2月の百貨店売上高、1割減 新型コロナ影響」

(注4) [http://zfx.ningbo.gov.cn/art/2020/3/6/art\\_2473\\_4061148.html](http://zfx.ningbo.gov.cn/art/2020/3/6/art_2473_4061148.html) (寧波市・政府情報公開) 3月10日発表「今年に入って2ヵ月 寧波保税区の越境EC輸入は逆に42.5%の増加」(中国語) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/91fc7bf613418d7d.html> (ジェトロ・ビジネス短信) 3月25日記事「2~3月は大手越境ECサイトでの販売増、大連の輸入販売業者に聞く」

(注5) [https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/statistics/outlook/H30\\_hokokusho\\_new.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/outlook/H30_hokokusho_new.pdf)  
(経済産業省)

平成30年度 我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備(電子商取引に関する市場調査) 報告書

(注6) 別途記載のない限り、文中括弧書きの条文番号は本弁法の関連条文の番号を示す。

(注7) 《広告法》

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

前に関係政府部門による審査を通過することが求められているものであり、本弁法により新たに規制対象商品が追加されるものではない。

また、特殊医療用途調整食品のうち特定完全栄養調整食品は処方薬と並んで医学・薬学の専門刊行物にしか広告は掲載できない、特殊医療用途幼児配合食品も大衆メディアや公共の場所での広告ができない等の制限がある（第22条）。処方薬および特定完全栄養調整食品については専門刊行物以外では商標や企業名称等により形を変えて広告・宣伝することも禁じられている。一方で、対象4品目の商品の広告であっても、製品名称（薬品の一般名称と商品名称）だけを宣伝するものについては、その内容については審査を行う必要がないことが明確に規定された（第23条）。

## (2) 審査主体

この広告審査については、国家市場監督管理総局が対象4品目の商品それぞれについて広告審査業務を組織・指導することとされており、各省レベルの市場監督管理部門と薬品監督管理部門が「広告審査機関」となる。広告審査機関は具体的な審査実施をその他の行政機関に委託することもできる（第4条）。

## (3) 登録・届出との一致性

広告内容について、薬品は国务院の薬品監督管理部門の審査承認した説明書（第5条）（注8）、医療機器はレベルに応じた薬品監督管理部門の登録証書または届出証明（第6条）（注9）、保健食品はレベルに応じた市場監督管理部門の登録証書または届出証明（第7条）（注10）、特殊医療用

第46条 医療、薬品、医療機器、農薬、動物用薬品および保健食品の広告ならびに法律および行政法規の規定により審査をするべきその他の広告の頒布にあたっては、頒布前に関係部門（以下「広告審査機関」という）が広告内容について審査をしなければならず、審査を経ずに、頒布してはならない。

なお、「特殊医療用途調整食品」については、《食品安全法》第80条第2項に基づき、薬品の広告管理に関する法令の規定が適用されることとなっている。

### 《食品安全法》

第80条2、特殊医学用途調整食品の広告には、「広告法」その他の、薬品の広告管理に関する法律、行政法規の規定を適用する。

#### （注8）《薬品管理法》

第25条2、国务院の薬品監督管理部門は、薬品を審査認可する際に、化学原料薬について一括して審査評価・審査認可し、関連する補助材料、薬品に直接に接触する包装材料および容器について一括して審査評価し、薬品の品質標準、生産プロセス、ラベルおよび説明書について一括して審査承認する。

#### （注9）《医療機器監督管理条例》

第9条1、第1類医療機器につき製品備案する場合、ならびに第2類および第3類医療機器の製品登録を申請する場合には、次に掲げる資料を提出しなければならない。

#### （5）製品説明書およびラベルの草稿

第27条1、医療機器は、説明書およびラベルを有しなければならない。説明書およびラベルの内容は、登録または備案を経た関連内容と一致しなければならない。

#### （注10）《食品安全法》

第77条 法により登録すべき保健食品については、登録する際に、保健食品の研究開発報告、製品の配合、生産プロセス、安全性および保健機能の評価、ラベル、説明書等の資料およびサンプル品を提出し、かつ、関連する証明文書を提供しなければならない。国务院の食品安全監督管

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

途調整食品は国家市場監督管理総局の登録証書(第8条)(注11)ならびにこれらに関する説明書やラベル等の資料を基準としなければならない。

#### (4) 広告内容についての原則的規制

対象4品目の商品に関する広告は、真実・適法でなければならず、虚偽または誤解を招く内容を含んではならない(第3条第1項)。広告内容の真実性・合法性については広告主が責任を負う(同条第2項)。また、広告には「広告認可番号」を明記しなければならず(第9条)、明記する内容は字体や色彩がはっきりと見えかつ識別が容易でなければならず、また、動画広告においては持続的に表示されなければならない(第10条)。

なお、医療・薬品・医療機器を除き疾病治療機能に言及してはならないこと(《広告法》第16条)等、従来からの規制については、それぞれ《広告法》の該当箇所等を合わせて参照されたい。

### 3. 広告内容の具体例(必須事項、禁止事項)

対象4品目の商品に関する広告については、《広告法》第9条、第16条～第19条が定める各種禁止・制限のほか、さらに、禁止される内容の例が列挙されている(第11条)。

- (一) 国家機関、国家機関業務人員、軍隊単位もしくは軍隊人員の名もしくはイメージを使用し、もしくは形を変えて使用し、または軍隊の装備、施設等を利用して広告宣伝に従事すること。
- (二) 科学研究単位、学術機構、業種協会または専門家、学者、医師、薬剤師、臨床栄養士、患者等の名またはイメージを使用して推薦または証明をすること(注12)。
- (三) 科学の法則に背いて、すべての疾病を治療することができ、すべての症状に適応することができ、もしくはすべての個体群に適応することができる旨または通常的生活および病症の治療に必要な等の内容を明示し、または暗示すること。
- (四) 大衆にそのおかれている健康状況およびその罹患する疾病について不必要な心配危惧を引き起こし、または大衆に当該製品を使用しなければ特定の疾病に罹患し、も

理部門は、組織による技術的審査評価を経て、安全および機能にかかる公言の要求に適合するものについて、登録を許可する。要求に適合しないものについては、登録をせず、かつ、書面により理由を説明する。保健食品の原料目録以外の原料を使用する保健食品について登録をする旨の決定を下す場合には、遅滞なく保健食品の原料目録に当該原料を組み入れなければならない。

法により備案すべき保健食品については、備案する際に、製品の配合、生産プロセス、ラベル、説明書ならびに製品の安全性および保健機能を表示した資料を提出しなければならない。

(注11) 《食品安全法》

第80条1、特殊医学用途調整食品については、国务院の食品安全監督管理部門の登録を経なければならない。登録の際は、製品の配合、生産プロセス、ラベル、説明書ならびに製品の安全性、栄養充足性および特殊医学用途の臨床効果を表示した資料を提出しなければならない。

(注12) 以下のような従来からの規制をさらに具体的に規定したものである。

《広告法》

第16条1、医療、薬品および医療機器の広告には、次に掲げる内容を含んではならない。

(四) 広告代弁者を利用して推薦又は証明をするもの

第18条 保健食品の広告には、次に掲げる内容を含んではならない。

(五) 広告代弁者を利用して推薦又は証明をするもの

《食品安全法》

第80条2、特殊医学用途調整食品の広告には、「広告法」その他の、薬品の広告管理に関する法律、行政法規の規定を適用する。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

- しくは病状が重くなると誤解させる内容。
- (五) 「安全である」、「安全で副作用がない」または「副作用が小さい」を含み、また、成分が「天然」であり、そのため安全性に保証を有する等の内容を明示し、または暗示すること。
- (六) 「飛ぶように売れている、先を争って買われている、お試し」、「家庭の必需品、無償治療、無償贈呈」等の誘導的な内容、「比較評価、ランキング、推薦、指定、選ばれている、受賞」等の総合的な評価内容、「効果がなければ返金、保険会社の保険」等の保証的な内容、ならびに消費者が薬品、保健食品および特殊医療用途調整食品を任意または過量に使用するようそそのかす内容を含むこと。
- (七) 医療機関の名称、住所、連絡方式、診療項目、診療方法および関係する無料診療、医療コンサルティング電話ならびに特約外来開設等の医療サービスの内容を含むこと。
- (八) 法律および行政法規の規定により含んではならないその他の内容。

「安全」、「副作用無し」等と直接的に書くだけでなく、成分について黙示的にであれ「天然」として安全性を保証するような内容を含むものが例とされている（同条第5号）。さらに、「お試し」、「無料進呈」、「受賞」、「返金保証」といったような、安全性とは直接の関係がないような語句・表現が、消費者が過剰に対象4品目の商品を使用することをそそのかすものとして列挙されている（同条第6号）。

また、医療機関の名称や連絡先を広告内容に含めてはならないとされているので（同条第7号）、病院診療とのシナジー効果を企図するようなマーケティング手法は中国では採用しづらいのではないと思われる。最近ではライブコマース等新たなマーケティング手法も流行しているため、その場合でも本弁法の規制には留意しておくべきと考えられる。

一方で、対象4品目について、それぞれ、記載しておかなければならない事項も具体的に記載されている部分がある（第5条～第8条）。従来から《広告法》において規定されている内容から大きくは変わらないようであるが、抜粋すると以下の通りである。

薬品	薬品の広告には禁忌および有害反応を目立つように標示しなければならず、処方薬の広告には更に「この広告は、医学・薬学専門業務者の閲読にのみ供する」と目立つように標示しなければならず、一般用医薬品の広告には更に一般用医薬品標識（OTC）および「薬品説明書にしたがい、または薬剤師の指導のもとに購入し、使用してください」と目立つように標示しなければならない（注13）。
医療機器	自家用の医療機器を個人に推薦する広告には、「製品説明書を詳細に閲読し、または医務人員の指導のもとに購入し、使用してください」と目立つように標示しなければならない。医療機器製品登録証明書の中に禁忌内容または注意事項がある場合には、広告には、「禁忌内容または注意事項の詳細については、説明書を参照すること」と目立つように標示しなければならない（注14）。
保健食品	保健食品の広告には、「保健食品は薬ではなく、薬による疾病治療を代替することはできません」と目立つように標示し、当該製品が薬を代替することができない旨を声明し、かつ、保健食品のマーク、適する個体群および適しない個体群を目立つように標示しなければならない（注15）。

（注13） 《広告法》第16条第2項参照。

（注14） 《広告法》第16条第3項参照。

（注15） 《広告法》第18条第2項および《食品安全法》第78条参照。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

特殊医療用途調整食品	特殊医療用途調整食品の広告には、適用する個体群、「ターゲットとしない個体群による使用に適用しない」および「医師または臨床栄養士の指導のもとに使用してください」と目立つように標示しなければならない。
------------	--

総じて、広告内容において禁止される事項にせよ、逆に記載が必須となる事項にせよ、日本で用いている広告その他のマーケティング手法を、そのまままたは微修正して中国を含む中国語圏に向けて展開していこうとするような場合にはチェック漏れが起りやすく、構造としては事故が起りやすくなるものと思われるので、留意いただきたいところである。

#### 4. 申請手続

広告審査の申請について、申請者となるのは対象4品目の商品についての登録証明または届出証明を有する者、またはその授権を得た生産・経営企業であり、代理人に委託して申請することもできる(第12条)。申請時の資料として、広告にかかわる知的財産権に係る証明資料の提出も求められている(第14条第3号)。

また、本弁法では申請方法についても利便性が高められており、所在地の広告審査機関の窓口での申請提出のほか、郵送・FAX・Eメール、さらには電子政務プラットフォームでのオンライン申請も認められている(第15条)。

審査の所要期間は受理後10業務日であり(第16条)、審査を通過すれば広告認可文書番号が付与され、審査通過後10業務日のうちに社会に対して公開される(第17条)。広告認可文書番号には有効期間が設けられているが、この有効期間は登録証書や届出証明または生産許可等の有効期間のうち最も短いものに合わせて設定され、特にそれら別途の証書等の期限がない場合には2年とされる(第18条)。審査は申請人等の所在地の広告審査機関が行うのであるが、審査を通過した広告は全国範囲で頒布することができる(第24条)。

#### 5. 事後管理

広告認可を得た後、その製品についての登録証書や生産許可文書等が抹消・取消の処分を受けた場合等については、その後は広告を發布することはできず、自ら広告認可番号の抹消を申請しなければならない(第19条)。

また、認可を得た広告については、一部を切り取る、つなぎ合わせる、修正する等の編集を無断で加えてはならない(第20条)。

その他、本弁法の各規定につき違反がある場合、《広告法》第55条～第59条等の関係規定に基づき処罰されることになる(第25条～第30条)。また、処罰決定は国家企業信用情報公示システムを通じて社会に対して公表される(第31条)。

#### 6. おわりに

本弁法は、基本的には、対象4品目について従来それぞれ分散して定められていた広告内容に関するルールを一本化し、明確で理解しやすくしたものであり、具体例が挙げられていることを含め、従来から自社の子会社を通じてまたは中国国内企業をパートナーとして中国国内市場向けの広告を行ってきている企業各社においては理解しやすい内容と思われる。

一方、越境ECによりBtoCで中国国内消費者が対象4品目の商品を個人輸入する場面では、日

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。



本から商品をBtoCで輸出する企業がこれら対象4品目に関する広告審査を申請することは通常ない(注16)。越境ECだけを前提とする場合、中国国内消費者が電子商取引ウェブサイト上のリスク告知書に同意することを通じて自らリスクを負担する仕組みとなっており、また中国国内での再販売(転売)も禁止されているのであり(注17)、日本から商品を発送する日本企業側でも対象4品目についての登録や届出の手続を行うべき場面もあまりない(注18)。

しかしながら、越境ECの場合であっても、中国語圏に向けたプロモーションについては、日本企業が単独でこれを行うのではなく、間接的にであれ中国国内企業と提携して業務を展開している場合もある。このような状況では、プロモーションの過程において、動画プラットフォームやSNS等を介してさまざまな企業や個人がかかわっている場合があり、いったん問題が発生すれば「炎上」等商品展開に支障が生じたり、取引先に何らかの問題を及ぼしたりすることも考えられる。そうすると、広告内容審査を申請する必要がなくとも、広告内容についての中国の基準はわきまえておく方がよい。

本弁法は対象4品目に関するものであるが、それ以外の商品を扱っている企業においても、中国国内市場向けには必ずしもふさわしくない内容の広告を展開してしまっていることもあり得るので、参考としていただきたい。

(注16) 上海における申請指南を確認したところでも、登録証書を有しているのが中国国外企業である場合には、まず中国国内企業を輸入代理人として、その企業に授権して申請することが想定されている。

<http://sc.jg.j.sh.gov.cn/alc/issueQuery.do?isId=0000000008>

(注17)《クロスボーダー電子商取引小売輸入にかかる監督管理の完全化に係る業務に関する商務部、発展改革委員会、財政部、税関総署、税務総局および市場監督管理総局の通知》(商務部/発展改革委員会/財政部/税関総署/税務総局/市場監督管理総局 2018年11月28日発布 商財発[2018]486号)

四、「政府部門、クロスボーダー電子商取引企業、クロスボーダー電子商取引プラットフォーム、境内サービス事業者および消費者がそれぞれその責任を負う」という原則にしたがい、各当事者の責任を明確にし、有効な監督管理を実施する。

(四) 消費者

2. 購入前には、電子商取引ウェブサイト上のリスク告知書の内容を真剣かつ詳細に閲読し、自身のリスク負担能力と結びつけて判断をし、告知書の内容に同意した後に限り注文して購入することができる。

3. 購入済のクロスボーダー電子商取引小売輸入商品については、これを再度販売してはならない。

(注18) 上述商財発[2018]486号通知

三、クロスボーダー電子商取引小売輸入商品については、個人による自己使用に係る入境物品にしたがい監督管理し、関係する商品の初回輸入許可認可文書、登録又は備案の要求を執行しない。ただし、関連部門が輸入の一時停止を明らかに命令する検疫区商品、および重大な品質安全リスクが出現した商品に対しリスク緊急対応処置を発動させる場合を除く。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

キャストグループは、中国や ASEAN、日本でビジネスを展開するクライアントのさまざまなニーズに対し、法務、会計・税務、人事・労務、マーケティングのスペシャリストが集い、各分野の強みを有機的に結合し、最適なソリューションを提供するグローバルコンサルティングファームです。

#### ■金藤 力

弁護士法人キャスト 弁護士・中小企業診断士

1998年京都大学法学部卒業、2000年弁護士登録。大阪の法律事務所で国内訴訟業務に携わり、その後、2003年から京都の上場企業法務部において企業法務の経験を積んだ後、2008年に弁護士法人キャストに参画。2010年から上海、2014年から北京に赴任し、法務・会計・税務までワンストップでのコンサルティングサービスを提供している。

著書「弁護士が語る中国ビジネスの勘所」（きんざい 2020年1月）

経済活動は全国規模で縮小

◆景気は大きく下振れ

中国では、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、経済活動が縮小。中国政府は強権発動により流行を抑え込み、短期で収束させる戦略。2月前半まで、市民の移動や外出、建設工事、工場の操業や店舗の営業を全国規模で抑制。

この結果、小売売上高、固定資産投資、工業生産は、いずれもリーマン・ショック時を遥かに超える下振れ。累計感染者数が全国の1.7%であり、武漢から遠く離れている広東省でさえ、1月末から2月10日まで企業の生産活動はほぼ停止。他の省も同じく、最悪期には工場の操業や店舗の営業がほぼ停止していたと判断可能。これらを踏まえ、1~3月期の成長率は前年比▲10%の大幅下振れになると予測。

◆急回復は期待薄

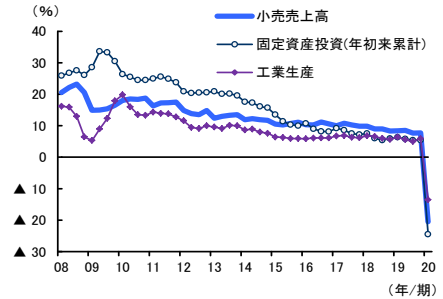
足許の中国経済は最悪期を脱しつつあり、4~6月期以降、成長率は持ち直すと判断。政府はすでに経済活動の再開を指示し、金融財政政策も積極化。この結果、操業・営業を再開する企業が急増。ほぼすべての主要都市において、人の往来も回復傾向。

もともと、経済活動の急回復は期待薄。現在も鉄道乗客間の間隔規制や飲食店の営業規制等の感染対策は残存。操業・営業再開した企業もフル稼働からほど遠く、出歩く人数も平時の水準には至らず。

加えて、外需の縮小が中国経済を下押し。新型コロナウイルスの流行により、今年の世界経済は大幅下振れ。

さらに、サプライチェーンの滞りも下押し。各国における工場の操業停止や出入国制限によって、世界的に物流と人の往来にブレーキ。原材料や部品の調達で広範な問題が生じる見通し。以上を勘案し、2020年の成長率は従来の+5.8%から▲0.3%へ大幅下方修正。

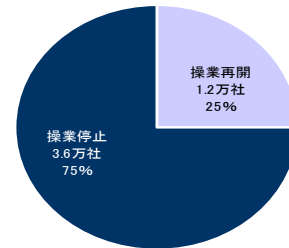
主要統計(前年比)



(出所) 国家統計局「社会消費品零售総額」「全国固定資産投資」「規模以上工業増加値」を基に日本総研作成  
(注) 直近値は2020年1~2月の値。

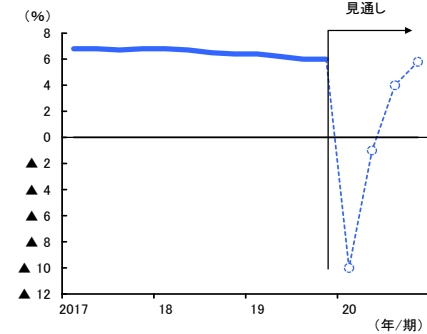
広東省企業の操業再開状況

(2020年2月10日時点、一定規模以上の工業企業)



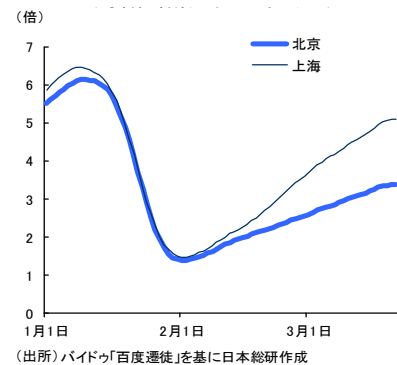
(出所) 南方日報2020年2月23日付記事「広東: 四万余家規上工業企業復工」(広東省政府の発表データ)を基に日本総研作成

実質GDP成長率(前年比)



(出所) 国家統計局「国民経済計算」を基に日本総研作成

移動者数(対居住者比、HPフィルター)



(出所) バイドゥ「百度遷徒」を基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

先行き外需の縮小が中国経済を下押し

◆輸出は大幅に下振れ

いずれの国・地域への輸出も1~2月に大幅減少。2月前半まで、中国政府は新型コロナの封じ込めを最優先するよう指示したため、工場の操業が全国規模で停止。

今後を展望すると、中国における工場の操業再開が輸出の回復に寄与。生産水準が元の水準に戻るには時間がかかるとみられるものの、湖北省を除く地域では9割以上の大企業は操業・営業を再開。中小企業の操業・営業再開率も2月後半の3割から3月半ばに5割へ持ち直し。米国が2月、発動済みの制裁関税の一部を引き下げたことも輸出の回復要因に。

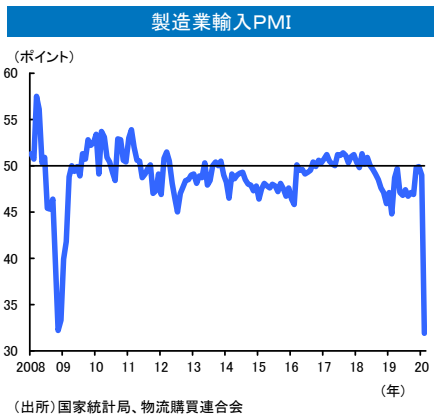
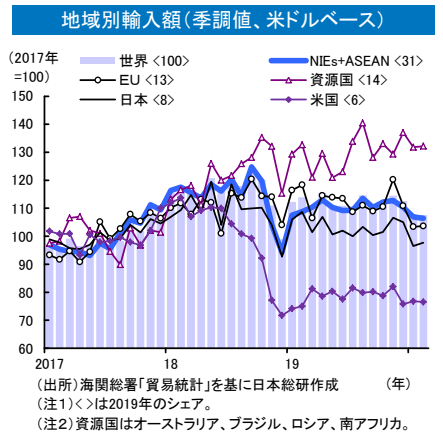
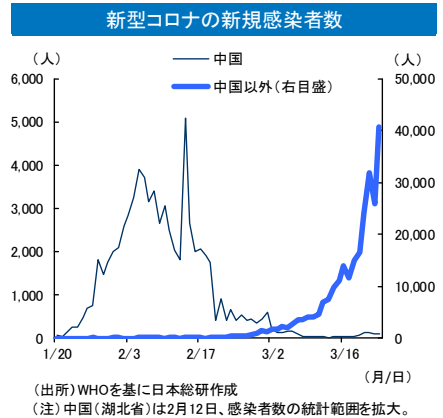
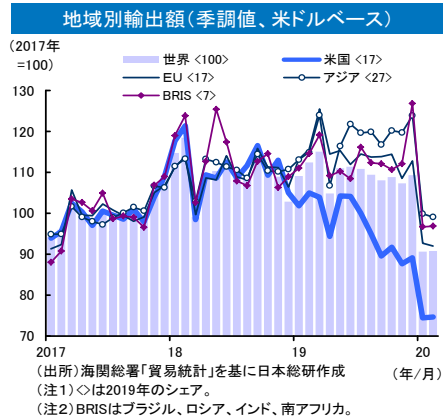
もっとも、外需の縮小が中国の輸出・経済全体を下押し。昨年暮れに湖北省武漢市で感染者が確認された後、流行は中国全土、さらには世界180カ国超へ拡大。世界保健機構(WHO)も3月11日にパンデミックを宣言。主要国政府も経済活動を大幅に抑制する策を講じざるを得ない状況。

総じてみると、米中間の関税を巡る応酬は一服したものの、世界経済が大きな下振れリスクに直面するなかでは、輸出は引き続き中国経済の重石になる見通し。

◆輸入も下振れ

日欧やNIEs、ASEANからの輸入が小幅減少。品目別にみると、中間財と資本財の減少が顕著。中国政府による新型コロナの封じ込め策を受けて、製造業の生産活動と設備投資が抑制された影響が一部顕在化。

世界的に物流と人の往来にブレーキがかかりつつあること、内需が大幅に縮小したことを受け、先行き輸入の下振れも鮮明化する見通し。実際、2月の製造業PMI輸入指数は、リーマン・ショック時と同等の大幅低下。2008年暮れから09夏にかけて中国の輸入は前年比2桁減。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## サービス消費や耐久消費財の需要が大きく下振れ

### ◆小売売上高は大幅減少

小売売上高はリーマン・ショック時を上回る落ち込みに。政府が市民の移動や外出、店舗の営業を全国規模で抑制したことが主因。内訳をみると、食品や日用品等の生活必需品はインターネットショッピングの拡大が下支えとなったものの、自動車や家電、スマートフォン等の耐久消費財は大幅減少。

もっとも、小売売上高統計はモノの売上高と店舗での飲食のみが調査対象で、サービス消費の状況を十分に反映できず。1~2月の旅客輸送量は前年同期比6割減、映画館の来客数は同8割減となる等サービス消費の落ち込みはさらに深刻。1~3月期の最終消費の成長率への寄与度は大幅なマイナスになる公算大。

他方、中国政府が経済活動の再開を指示したため、ほぼすべての主要都市において、人の往来は回復傾向。これを受け、個人消費は底入れ。

### ◆雇用・所得環境にも下振れ圧力

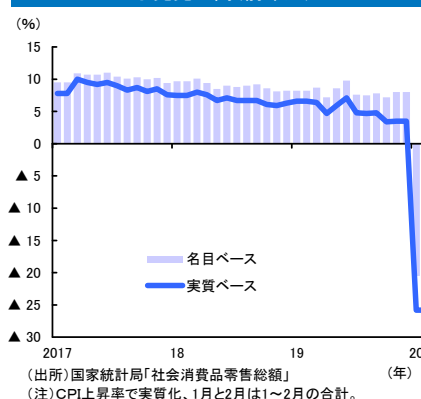
雇用・所得環境も大きく悪化。名目所得はこれまで、高めの伸びを維持したものの、工場の操業停止や店舗等の営業停止が企業収益と賃金を下押し。

とりわけ、中小企業は経営難に直面。清華大学と北京大学が春節休暇頃に行ったアンケート調査によると、資金繰りの限界が3ヵ月以内の企業は全中小企業の85%。また、新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、資金繰り面の主な圧力として「賃金と社会保障費の支払」をあげた企業が全体の63%と最も高く、「利払い」と「不動産賃料と動産リース費用」がいずれも14%。

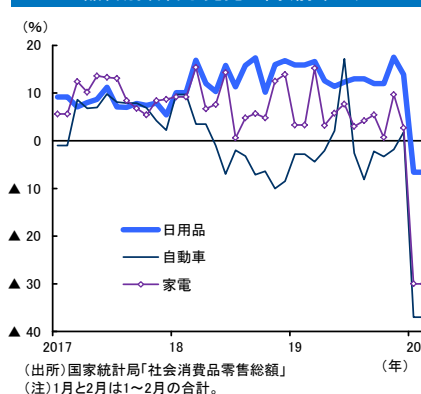
### ◆住宅販売も大幅減少

住宅販売床面積は昨年末から4割減。3月入り後の販売は小幅回復しているものの、1~2月に100社前後の不動産開発会社が破産。

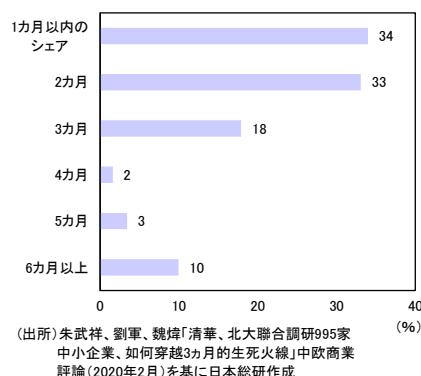
小売売上高(前年比)



品目別名目小売売上高(前年比)



新型肺炎下の中小企業資金繰りの限界



住宅販売床面積(季調値)



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 民間投資、インフラ投資、不動産開発投資とも大幅減少

### ◆固定資産投資は大幅減少

固定資産投資もリーマン・ショック時を超える落ち込みに。民間固定資産投資、インフラ投資、不動産開発投資のいずれも大幅減少。政府が建設工事や市民の移動を全国規模で抑制したことが主因。

今後を展望すると、政府が経済活動の再開を指示したため、インフラ投資は持ち直す公算大。不動産開発投資も、住宅販売の回復に伴い持ち直す見通し。民間固定資産投資も底入れするものの、回復力に欠ける展開となる見込み。企業収益が大きく下振れるため、設備投資を先送りする動きが広がると予想。

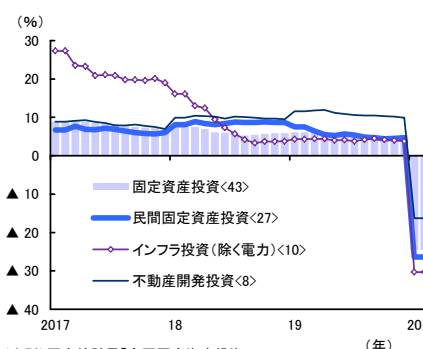
### ◆経済対策の柱は企業倒産や雇用悪化の回避策

リーマン・ショック時は中国政府が4兆元の景気対策を打ち出したことで、内需が急回復。しかし今回、中国政府のスタンスは当時と大きく異なり、銀行融資や公共投資の急拡大等の景気対策は期待薄。政府は2月に入って、矢継ぎ早に新型コロナ関連の経済対策を打ち出したものの、中小企業の倒産や雇用の悪化を回避するセーフティネットとなるものがほとんどで、需要を刺激するためのものは少。

この背景として、経済活動が停滞した主因は市民の移動規制や企業の営業規制等供給制約にあるため、需要面が現下の主たる問題ではないとの政府の認識。企業が人手不足や物流の停滞に直面する中で、政府が無理に需要を創出すれば、供給力不足が一段と深刻化する恐れ。

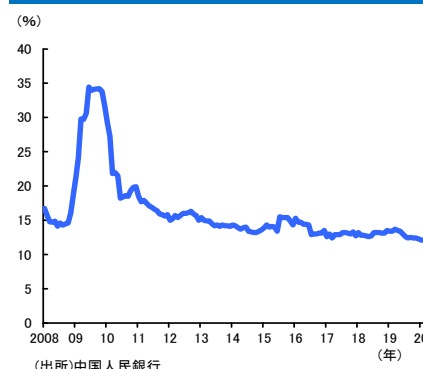
加えて、4兆元の景気対策の副作用として、国有企業や地方政府の債務がすでに危機的な水準まで膨張していることも要因の一つ。政府はここ数年、景気減速を容認してまで、債務抑制という構造問題の解決を優先。ここで国有企業の財務見直し、地方政府の財政再建、金融機関の監督管理の手綱を一気に緩める可能性は小。

固定資産投資(年初来累計、前年比)



(出所) 国家统计局「全国固定資産投資」「全国房地產開發投資和銷售情況」  
(注) <>はGDPに占めるシェア、重複計上あり。

銀行融資残高(前年比)



(出所) 中国人民銀行

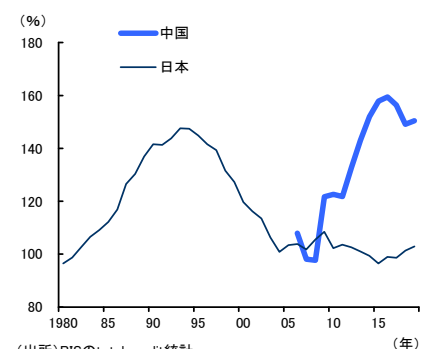
新型コロナ関連の経済対策

(2020年2月以降発表分)

金融	インターバンク市場で資金供給を大幅拡大
	政策金利を引き下げ
	企業の利払い期限を延長
	企業向け融資の担保要請を緩和
財政	金融債の発行条件を緩和
	インフラ投資促進に向け地方債の発行を拡大
	宅配業等サービス業の付加価値税を免除
	飲食・宿泊業等の欠損金繰越期限を延長
	医療用品等製造業の過剰生産分を政府が購入
国有不動産の賃料を減免	
雇用調整助成金を支給	

(出所) 中国政府、中国人民銀行を基に日本総研作成

非金融企業債務残高の対GDP比



(出所) BISのtotal credit統計  
(注) 直近値は、2019年9月末の値。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**株価は小幅下落にとどまる状況**

**◆物価：消費者物価と企業物価が乖離**

2月のCPI上昇率は、前年同月比+5.2%と高止まり。アフリカ豚コレラ（ASF）による供給不足と春節休みによる需要増加で、豚肉価格が昨年の2.4倍に高騰し、CPIを3.2%ポイント押し上げ。新型コロナ対策による物流の停滞等を受けて、他の食料品価格も高水準。他方、新型コロナによる消費減少により、サービス価格の上昇率は低下。

PPI上昇率は同▲0.1%と、2ヵ月ぶりのマイナスに。新型コロナ対策による工場の操業停止により、原材料・中間財等の需要が縮小。国際原油価格の下落も一因に。

**◆不動産価格：頭打ち**

2月の主要70都市の新築住宅価格は前月比+0.0%と頭打ちに。前月比で上昇に歯止めがかかったのは2015年以来初。70都市のうち、価格が上昇したのは22都市と先月から半減。住宅需要の減少により住宅価格に下落圧力。

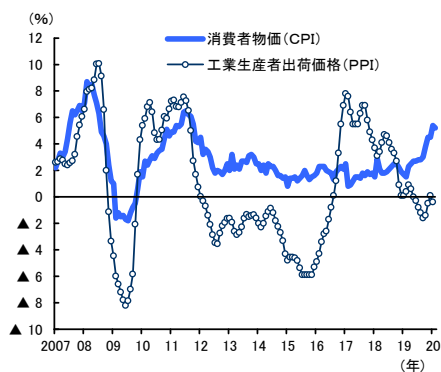
新型コロナがこのまま終息すれば、金融緩和や不動産価格抑制策の緩和が住宅需要を刺激し、住宅価格は再び上昇する見通し。

**◆株価：小幅下落**

上海総合株価指数は3月入り後、再び下落。新型コロナが世界的に流行するなか、外需の縮小等による企業収益へのマイナス影響が懸念され、市場でリスク回避の動きが拡大。

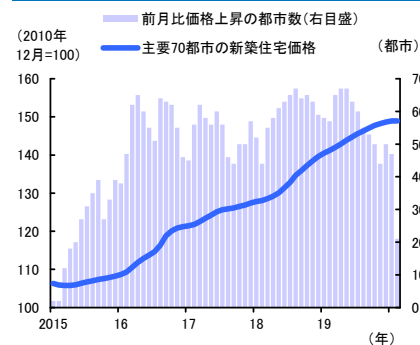
ただし、株価の下落幅は約1割と2018年末頃に比べて小。この背景として、新型コロナの国内新規感染者数が減少に転じ、世界に先駆けて消費・生産も回復し始めたことが指摘可能。たとえば、6大電力会社の1日当たりの石炭消費量は緩やかに持ち直しており、これは企業の生産活動が徐々に回復していることを示唆。

CPIとPPI(前年比)



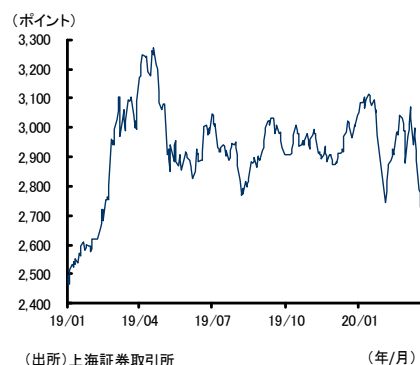
(出所) 国家统计局「居民消费价格」「工业生产者出荷价格」(年)

住宅価格と価格上昇都市数



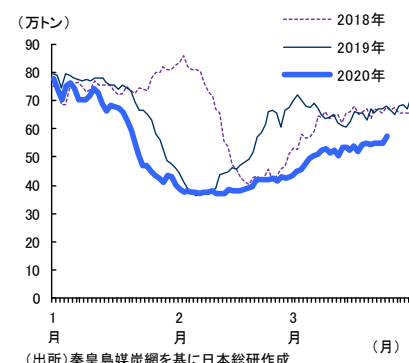
(出所) 国家统计局「全国房地產開發投資和銷售狀況」、Thomson Reutersを基に日本総研作成

上海総合株価指数



(出所) 上海証券取引所 (年/月)

6大電力会社1日当たりの石炭消費量



(出所) 秦皇島煤炭網を基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

為替情報

通貨見通し

三井住友銀行

アジア・大洋州トレジャリー部

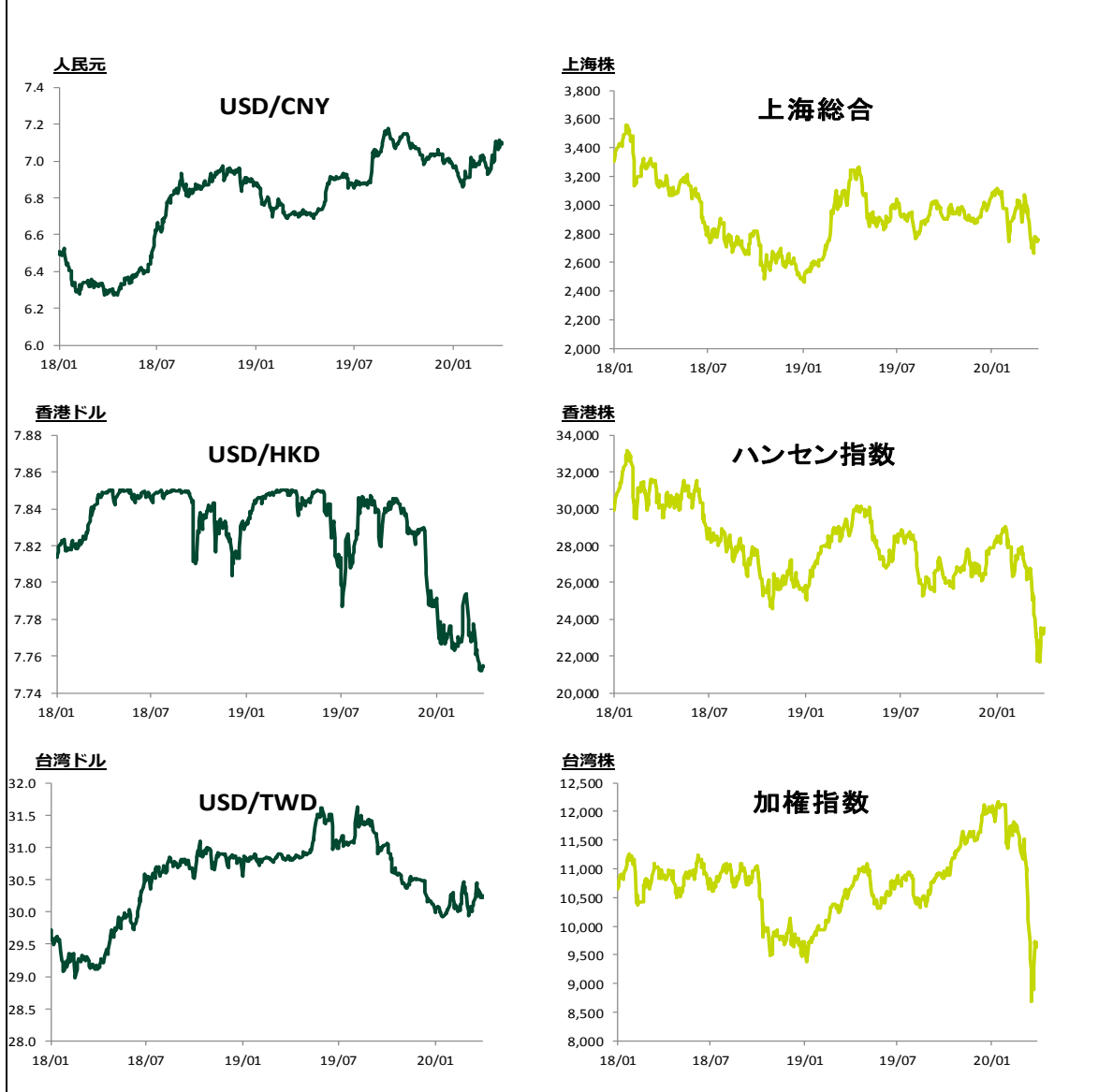
エコノミスト 阿部 良太

■中国人民元 ■台湾ドル ■香港ドル

SMBC China Monthly

E-mail: ryota\_abe@sg.smbc.co.jp

		2019/12末	2020Q1			2020Q2			2020Q3			2020Q4			2021Q1		
			下限	～	上限	下限	～	上限	下限	～	上限	下限	～	上限	下限	～	上限
USDCNY	レンジ		6.84	～	7.13	6.85	～	7.15	6.95	～	7.25	6.85	～	7.15	6.85	～	7.15
	末値	6.96	7.07			7.07			7.16			7.03			6.98		
CNYJPY	レンジ		14.00	～	16.24	13.90	～	16.18	13.70	～	15.94	14.80	～	16.61	14.80	～	16.61
	末値	15.60	15.27			14.86			15.09			15.51			15.76		
USDTWD	レンジ		29.50	～	30.70	29.80	～	30.70	29.80	～	30.70	29.70	～	30.60	29.70	～	30.60
	末値	30.04	30.25			30.50			30.50			30.40			30.30		
TWDJPY	レンジ		3.25	～	3.76	3.25	～	3.65	3.30	～	3.65	3.45	～	3.80	3.45	～	3.80
	末値	3.62	3.57			3.44			3.54			3.59			3.63		
USDHKD	レンジ		7.75	～	7.82	7.75	～	7.82	7.75	～	7.82	7.77	～	7.82	7.77	～	7.85
	末値	7.79	7.80			7.80			7.80			7.80			7.81		
HKDJPY	レンジ		12.66	～	14.48	12.66	～	14.45	12.66	～	14.45	13.43	～	14.80	13.38	～	14.80
	末値	14.13	13.84			13.46			13.85			13.97			14.08		



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行